

## 山口市住宅改修援助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、居宅介護支援事業者等（以下「事業者」という。）が居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）に対して介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第75条第1項第3号及び第94条第1項第3号に規定する住宅改修に必要な理由書を作成した場合の助成について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 助成対象は、事業者に所属する介護支援専門員等が要介護者等（居宅サービス計画及び居宅支援サービス計画並びに介護予防ケアマネジメント計画などの作成に当たる介護支援専門員との契約がない人）の理由書を作成した場合とする。ただし、理由書の作成者が、当該住宅改修の施工請負事業所に属している場合は除くものとする。また、助成対象者の住宅改修理由書を作成した同月に介護支援専門員等が居宅サービス計画及び居宅支援サービス計画並びに介護予防ケアマネジメント計画を作成したときは適用しない。

(理由書の作成者)

第3条 理由書を作成出来る者は、住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験がある等、次のいずれかの資格を有するものとする。

- (1) 介護支援専門員
- (2) 作業療法士
- (3) 理学療法士
- (4) 保健師
- (5) 看護師
- (6) 福祉住環境コーディネータ（検定試験2級以上）
- (7) その他これに準ずる資格を有する者

(助成額)

第4条 助成額は、理由書作成1件につき2,000円とする。（消費税含む。）

(申請)

第5条 助成を受けようとする事業者は、住宅改修援助事業支給申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。ただし、申請の対象は介護保険居宅介護

(介護予防) 住宅改修費支給申請書の提出を行っている場合に限定するものとする。

(助成の決定)

第6条 市長は前条の申請があつた場合において、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給実績等に基づき、助成することが適当であると認められたときは助成を決定し、住宅改修援助事業支給決定通知書(様式第2号)によりその旨を申請者に通知するものとする。ただし、住宅改修費の支給実績等がない場合は助成しないものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、合併前の山口市住宅改修援助事業実施要綱(山口市制定)、小郡町住宅改修支援事業補助金交付要綱(小郡町制定)、秋穂町住宅改修指導事業実施要綱(秋穂町制定)の規定によりなされた決定その他の行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月30日の翌日から施行する。

(様式第 1 号)

### 住宅改修援助事業支給申請書

年 月 日

山 口 市 長 様

住所

申請者 事業者名

代表者名

印

住宅改修援助事業について次のとおり申請します。

金 \_\_\_\_\_ 円

被保険者番号	氏 名	着 工 日	職 種	作成者氏名	請求額
合 計				件	円

第 号  
年 月 日

様

山口市長

### 住宅改修援助事業支給決定通知書

先に申請のありました住宅改修援助事業につきましては、下記のとおり支給を決定いたしましたのでお知らせいたします。

同封の請求書に必要事項を御記入のうえ 月 日までに請求してください。

記

申請日	被保険者番号	氏 名	着工日	支給金額

件 数	件	支給金額	円
-----	---	------	---